



島根県報

平成28年9月30日（金）

号外 第 160 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県人事行政の運営等の状況の公表

（人 事 課） 2

公 告

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）第4条第1号の規定により、次のとおり公表する。

平成28年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 26年度の人件費率
平成27 年度	人 701,394	千円 501,782,561	千円 8,385,089	千円 120,696,799	% 24.1	% 23.4

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給与費 B / A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成27 年度	人 12,698	千円 57,023,479	千円 10,744,540	千円 19,632,972	千円 87,400,991	千円 6,883	千円 -

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 2 「職員数」は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

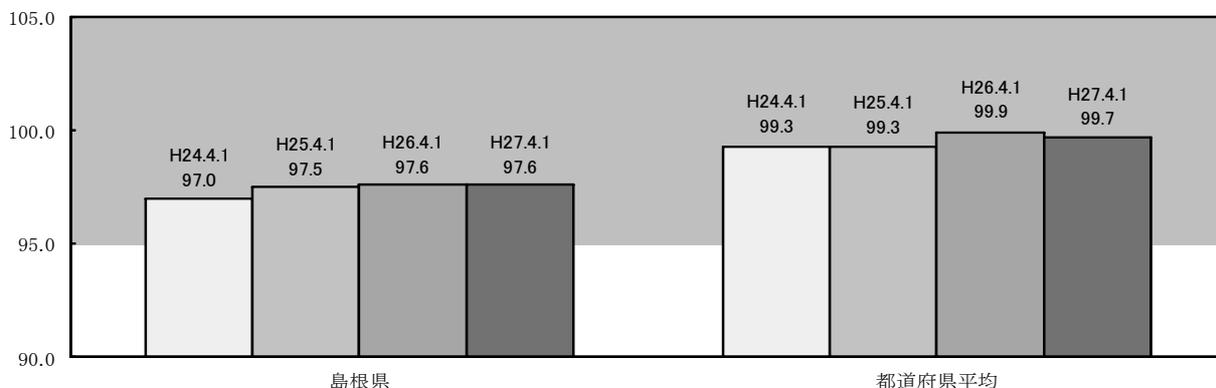
ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）、職員の管理職手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第9号）に基づき、平成29年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当 (退職手当を除く。)のはね返り
知事	20%	20%
副知事	15%	15%
常勤の監査委員	13%	13%
病院事業管理者	13%	13%
教育長	13%	13%

区分	管理職手当
管理職手当受給者（1種又は2種）	12.5%
管理職手当受給者（上記以外）	10.0%

エ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

オ 給与改定の状況（平成27年4月1日実施）

(ア) 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率 (平成27年4 月1日実施)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成27 年度	円 368,693	円 367,705	円 988 0.27%	% 0.27	% 0.27	% 0.36

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成27 年度	月 3.91	月 3.80	月 0.11	月 0.10	月 3.90	月 4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

カ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

(ア) 給料表の見直し

a 給料表の改定実施時期

平成27年4月1日

b 内容

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均約2%（最大約4%）引下げ。激変緩和のため、5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

(イ) 地域手当の見直し

国と同様に見直しを実施（島根県内は支給なし）

(ウ) その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

(ア) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	44.0歳	332,883円	409,760円	358,981円
国	－歳	－円	－円	－円
都道府県平均	－歳	－円	－円	－円

(イ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	44.8歳	384,945円	434,069円
都道府県平均	－歳	－円	－円

(ウ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	46.1歳	382,746円	426,043円
都道府県平均	－歳	－円	－円

(エ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	38.6歳	320,910円	428,522円	346,813円
国	—歳	—円	—円	—円
都道府県平均	—歳	—円	—円	—円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		島根県	国
一般行政職	大学卒	177,830円	176,700円
	高校卒	145,525円	144,600円
高等学校教育職	大学卒	199,166円	—
小・中学校教育職	大学卒	199,166円	—
警察職	大学卒	206,714円	205,200円
	高校卒	170,987円	166,700円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,310円	351,915円	381,863円	400,274円
	高校卒	217,166円	303,768円	351,975円	370,773円
高等学校教育職	大学卒	293,848円	377,829円	402,367円	415,487円
小・中学校教育職	大学卒	297,143円	374,086円	392,963円	407,486円
警察職	大学卒	281,497円	393,354円	396,936円	411,074円
	高校卒	257,053円	338,821円	386,643円	409,842円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

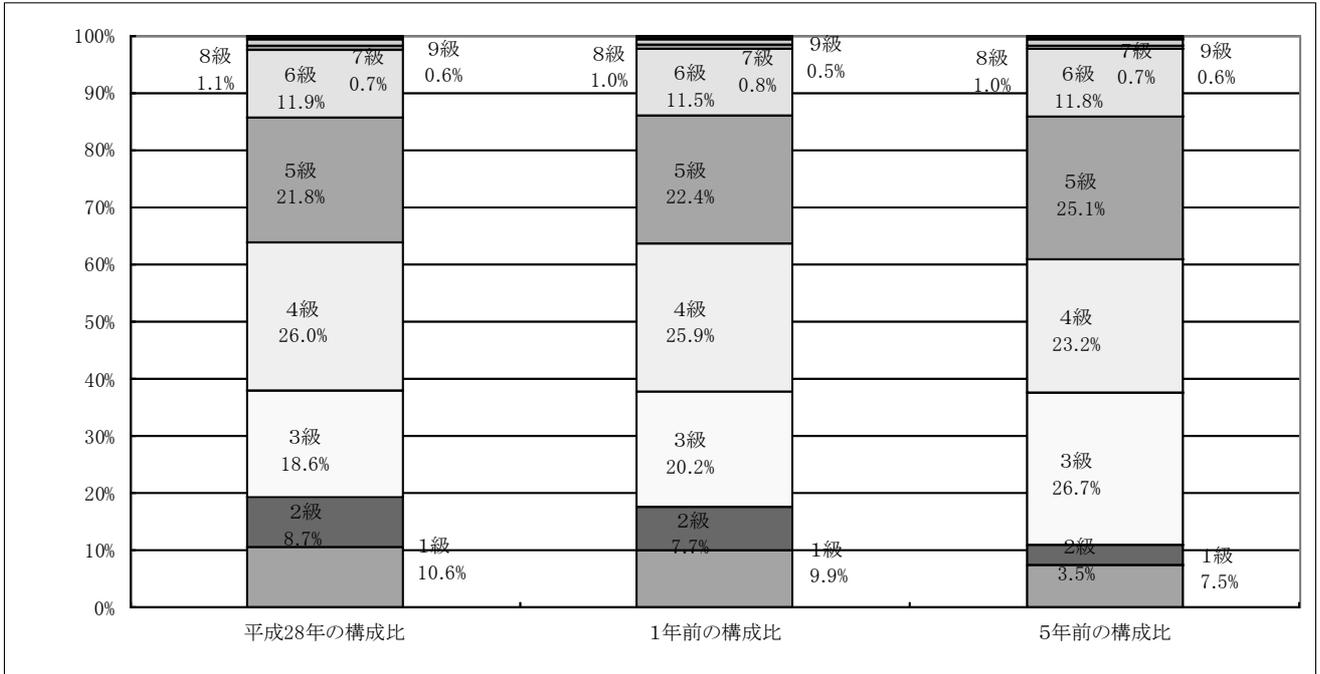
ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師	392人	10.6%	140,996円	247,675円
2 級	主任主事、主任技師	322人	8.7%	191,417円	304,939円
3 級	主任	687人	18.6%	227,848円	351,032円
4 級	企画員	959人	26.0%	261,563円	382,230円
5 級	グループリーダー	806人	21.8%	288,031円	394,307円
6 級	課長	438人	11.9%	319,028円	411,617円
7 級	課長	27人	0.7%	363,612円	446,539円
8 級	次長	39人	1.1%	409,504円	470,391円

9 級	部長	人	%	460,126円	529,668円
		22	0.6		

(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。



イ 昇給への勤務成績の反映状況

所属長からの内申書に基づき、5段階の区分で昇給を決定している。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県			国	
1人当たり平均支給額（平成27年度）			—	
1,537千円				
（平成27年度支給割合）			（平成27年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.50月分		2.60月分	1.60月分
(1.25)月分	(0.80)月分		(1.45)月分	(0.75)月分
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%		役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%		管理職加算	10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

- 勤務成績の評定の実施状況
平成17年6月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施している。
- 勤勉手当への勤務実績の反映状況
管理職については、平成18年6月期から人事評価の結果に基づき相対区分処理を行い、直近の勤勉手当支給時に区分に応じて成績率（支給月数）を決定している。

相対区分	分布割合	成績率（支給月数） ※ 6 月期、12 月期とも	
		部次長級	課長級
I	10% 以内	1.035 月	0.875 月
II	30% 以内	0.985 月	0.805 月
III	60% 以内	0.935 月	0.735 月
不良	—	0.935 月以下	0.735 月以下

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

イ 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

島 根 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1 人当たり平均支給額			1 人当たり平均支給額		
		3,688 千円			22,775 千円

（注）「1 人当たり平均支給額」は、平成 27 年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 27 年度）		55,921 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度）		707,857 円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	21 人	20%
大阪府大阪市	16%	10 人	16%
愛知県名古屋	15%	1 人	15%
広島県広島市	10%	11 人	10%
福井県福井市	3%	1 人	3%
岡山県岡山市	3%	1 人	3%
宮城県石巻市、気仙沼市	1.5%	3 人	0%
上記以外の市町村	0%	12,585 人	0%
医師・歯科医師	16%	31 人	16%
平均支給率		15.3%	15.3%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		97.6 (97.6)	

（注）1 宮城県石巻市及び気仙沼市の 3 人は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく自治法派遣者であり、派遣協定に基づき宮城県の関係規定により地域手当を支給している。

2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

3 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数 × （1 + 当該団体の地域手当支給率） / （1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

エ 特殊勤務手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 27 年度）	601,490 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度）	82,747 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 27 年度）	57.1%
手当の種類（手当数）	57

代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		捜査特別手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		交通捜査取締手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		警ら手当
		交通捜査取締手当

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度）	2,634,553千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度）	481千円
支給実績（平成26年度）	2,806,179千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度）	511千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成27年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 1,533,236	円 227,348
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 648,455	円 270,415
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,179,207	円 107,094
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 257,401	円 379,648
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～413,300円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 81,889	円 1,240,737
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 819,138	円 577,264
特地勤務	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署	同じ	—	千円	円

務 手 当	に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の 月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額 ×1/2)×4%~16%			191,709	454,287
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴 って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2% ~6%	同 じ	—	千 円 88,224	円 206,130
へ き 地 手 当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%~25%			千 円 296,064	円 393,702
へ き 地 手 当 に 準 ず る 手 当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、 当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2%~4%			千 円 37,354	円 151,846
定 時 制 通 信 教 育 手 当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事 する教育職員に支給 (実績に基づき支給) 支給額 定時制 (夜間) 1日 900円 通信制 (日曜日) 1日 2,400円			千 円 10,842	円 123,206
産 業 教 育 手 当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業 等に従事する教育職員に支給 (実績に基づき支給) 支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円 週休日等に行われる業務 1日 600円又は1,200円			千 円 21,526	円 84,748
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に 支給 最高支給限度額 8,000円			千 円 503,307	円 66,181
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×135/100	異 なる	勤務1時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる。	千 円 188,448	円 87,854
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×25/100	異 なる	勤務1時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる。	千 円 62,738	円 67,243
宿 日 直 手 当	支給額 (勤務1回につき) 2,100円~30,000円	同 じ	—	千 円 425,611	円 162,633
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等によ り勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円~ 18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した 場合 支給額 (勤務1回につき) 2,000円~6,000円	同 じ	—	千 円 11,430	円 57,437
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、 調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指 導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千 円 35,020	円 179,592

災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円~6,620円			実績なし	実績なし
武 力 攻 撃 災 害 等 派 遣 手 当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円~6,620円			実績なし	実績なし
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 緊 急 事 態 派 遣 手 当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円~6,620円			実績なし	実績なし

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給	知 事	992,000円	(1,240,000円)	
料	副 知 事	824,500円	(970,000円)	
報	議 長	940,000円		
酬	副 議 長	820,000円		
	議 員	760,000円		
期	知 事	(平成27年度支給割合)		
末	副 知 事	3.00月分		
手	議 長	(平成27年度支給割合)		
当	副 議 長	3.00月分		
	議 員			
退		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
職	知 事	124万円×在職月数×0.51	3,035.52万円	任期毎
手	副 知 事	97万円×在職月数×0.36	1,676.16万円	任期毎
当	備 考	知事について10%、副知事については5%のカットを実施		

(注) 1 「給料」及び「報酬」の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

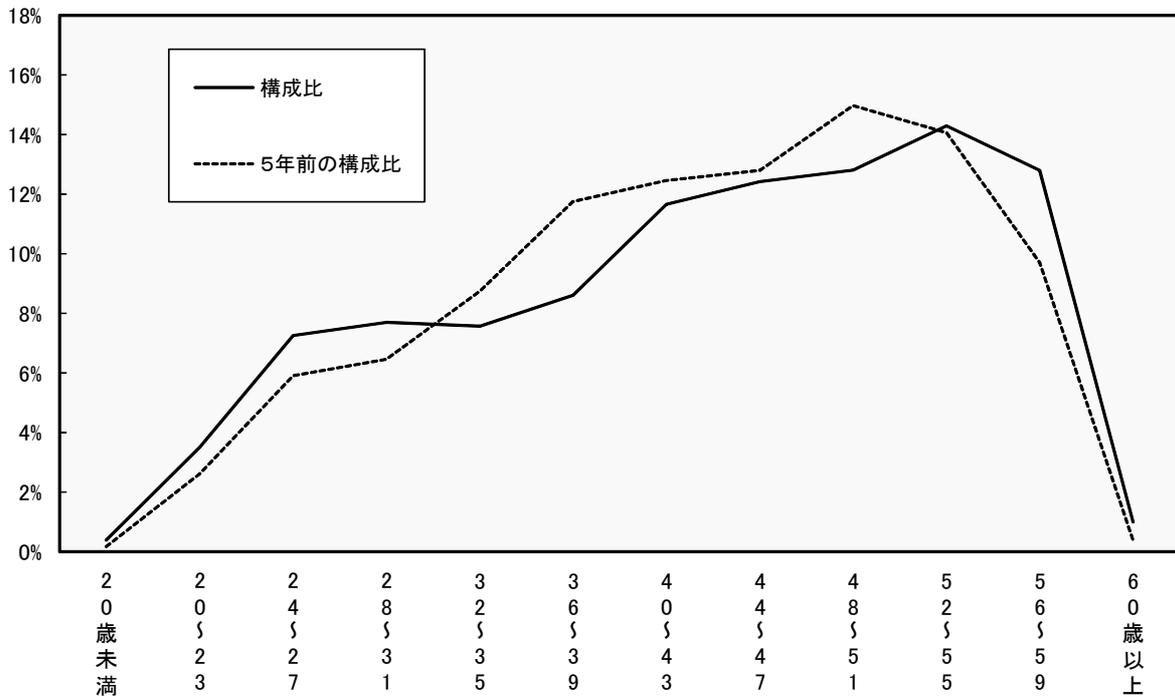
(単位：人) (各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	一	二	平成28年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	議 会		22	22	0	総合戦略等の業務増 事務の統廃合
	総 務		479	474	5	
	税 務		109	112	▲ 3	
	民 生		235	234	1	
	衛 生		458	458	0	
	労 働		51	51	0	
	農 林 水 産		908	915	▲ 7	
	商 工		180	181	▲ 1	
	土 木		797	821	▲ 24	事務の統廃合、災害業務の終了
	計					
			3,239	3,268	▲ 29	(参考：人口10万人当たり職員数 461.79人)
部 門	教育部門		7,605	7,613	▲ 8	生徒数減による学級数の減少
部 門	警察部門					

		1,820	1,817	3	採用者の増加
	小 計	12,664	12,698	▲ 34	(参考:人口10万人当たり職員数1,805.55人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	1,053	1,038	15	看護師等の増
	水 道	21	21	0	
	下 水 道	17	17	0	
	そ の 他	63	64	▲ 1	
	小 計	1,154	1,140	14	
	合 計	13,818 [15,264]	13,838 [15,291]	▲ 20 [▲ 27]	(参考:人口10万人当たり職員数1,970.08人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

イ 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	54	484	1,003	1,064	1,046	1,189	1,611	1,716	1,770	1,975	1,768	138	13,818

ウ 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,397	3,335	3,286	3,269	3,268	3,239	▲158 (▲4.7%)
教育	7,827	7,787	7,695	7,620	7,613	7,605	▲222 (▲2.8%)
警察	1,796	1,790	1,806	1,815	1,817	1,820	24 (1.3%)

消防							
普通会計	13,020	12,912	12,787	12,704	12,698	12,664	▲356 (▲2.7%)
公営企業等会計	1,090	1,093	1,105	1,125	1,140	1,154	64 (5.8%)
総合計	14,110	14,005	13,892	13,829	13,838	13,818	▲292 (▲2.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(7) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(ア) 総括

a 企業局職員給与の特記事項

現在、企業局職員の給与については、島根県企業局職員の管理職手当の特例に関する規程（平成24年島根県公営企業管理規程第6号）に基づき、平成29年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	管理職手当
管理職手当受給者（1種又は2種）	12.5%
管理職手当受給者（上記以外）	10.0%

b 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

(イ) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成27 年度	千円 3,268,762	千円 ▲820,848	千円 170,351	% 5.2	% 8.6

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成27 年度	人 21	千円 83,112	千円 17,106	千円 30,298	千円 130,517	千円 6,215	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成28年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	43.2歳	335,800円	517,923円
(参考) 一般行政職	44.0歳	343,960円	499,449円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (水 道 事 業)		島 根 県	
1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,443千円		1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,537千円	
(平成27年度支給割合)		(平成27年度支給割合)	
期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.50月分 (0.80)月分	期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.50月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	

管理職加算 15～25%	管理職加算 15～25%
--------------	--------------

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成28年 4 月 1 日現在)

島 根 県 (企 業 局 職 員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1 人当たり平均支給額 24,485 千円			1 人当たり平均支給額 3,688 千円 22,775 千円		

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1 人当たり平均支給額」は、平成25年度から平成27年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1 人当たり平均支給額」は、平成27年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成28年 4 月 1 日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成28年 4 月 1 日現在)

支給総額 (平成27年度)	429 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成27年度)	33,012 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成27年度)	61.9%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 27 年度)	5,285 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成27年度)	278 千円
支給実績 (平成 26 年度)	5,889 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成26年度)	310 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当 (平成28年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 27 年度)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 27 年度)	
扶養手当	配偶者	同じ	-	千円 2,704	円 225,292	
	配偶者以外の扶養親族					6,500 円
	配偶者のない場合の 1 人					11,000 円
	特定期間 (満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末) の子の加算					5,000 円
住居手当	借家・借間居住者	同じ	-	千円 734	円 244,800	
	家賃 23,000 円以下の場合					家賃 -12,000 円
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分及び距離の区分	千円 2,722	円 181,453	
	定期券又は回数乗車券等の価額					

	最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額		が異なる。		
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～58,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 1,080	円 360,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～413,300円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 1,415	円 707,376
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特地勤務に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 615	円 51,223
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 477	円 119,352
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

(ウ) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に占める職員給与費比率
----	----------	-----------	------------	-----------------------	-------------------------------

平成 27 年度	千円	千円	千円	%	%
	164,252	43,433	23,986	14.6	0.8

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 27 年度	人 3	千円 11,334	千円 4,386	千円 4,205	千円 19,925	千円 6,642	千円 -

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成 28 年 3 月 31 日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	39.5 歳	346,384 円	553,461 円
(参考) 一般行政職	44.0 歳	343,960 円	499,449 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県 (工業用水道事業)		島 根 県	
1 人当たり平均支給額 (平成 27 年度)		1 人当たり平均支給額 (平成 27 年度)	
1,402 千円		1,537 千円	
(平成 27 年度支給割合)		(平成 27 年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.50 月分	2.40 月分	1.50 月分
(1.25) 月分	(0.80) 月分	(1.25) 月分	(0.80) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5 ~ 20%	役職加算	5 ~ 20%
管理職加算	15 ~ 25%	管理職加算	15 ~ 25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

島 根 県 (企業局職員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2 ~ 20% 加算)			定年前早期退職特例措置 (2 ~ 20% 加算)		
1 人当たり平均支給額		24,485 千円	1 人当たり平均支給額		3,688 千円 22,775 千円

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1 人当たり平均支給額」は、平成 25 年度から平成 27 年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1 人当たり平均支給額」は、平成 27 年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

支給総額 (平成 27 年度)	467 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 27 年度)	155,587 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 27 年度)	100.0%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度）	485千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度）	162千円
支給実績（平成26年度）	329千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度）	110千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成27年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 1,020	円 510,000
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 475	円 237,600
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～413,300円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給	異なる	勤務1時間当	千円	円

務 手 当	与額×135/100		たりの給与額 の算出方法が 異なる。	810	269,851
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×25/100	異なる	勤務1時間当 たりの給与額 の算出方法が 異なる。	千円 840	円 279,850
宿 日 直 手 当	支給額 (勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等によ り勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円～ 18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した 場合 支給額 (勤務1回につき) 2,000円～6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

(エ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成26年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成27 年度	千円 1,941,632	千円 190,722	千円 474,326	% 24.4	% 23.4

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成27 年度	人 55	千円 228,060	千円 53,678	千円 83,690	千円 365,428	千円 6,644	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成28年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	45.0歳	359,055円	553,679円
(参考) 一般行政職	44.0歳	343,960円	499,449円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (電 気 事 業)		島 根 県	
1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,522千円		1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,537千円	
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.25)月分		(平成27年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.25)月分	
勤勉手当 1.50月分 (0.80)月分		勤勉手当 1.50月分 (0.80)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	

管理職加算 15～25%	管理職加算 15～25%
--------------	--------------

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成28年4月1日現在)

島 根 県 (企 業 局 職 員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額		24,485千円	1人当たり平均支給額		3,688千円 22,775千円

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成25年度から平成27年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成27年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成28年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給総額 (平成27年度)	1,574千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度)	65,591円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	43.6%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成27年度)	20,815千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度)	463千円
支給実績 (平成26年度)	20,815千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度)	463千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 7,915	円 239,848
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 1,752	円 292,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分	千円 6,941	円 150,887

	最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額		が異なる。		
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により5,000円～70,000円）。	千円 2,640	円 377,143
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～413,300円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 6,743	円 674,312
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特地勤務に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,368	円 80,489
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,551	円 86,168
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 14	円 14,000

イ 病院局

(ア) 総括

a 病院局職員給与の特記事項

現在、病院局職員の給与については、島根県病院局職員の管理職手当の特例に関する規程（平成24年島根県病院局管理規程第7号）に基づき、平成29年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	管理職手当
----	-------

管理職手当受給者（1種又は2種）	12.5%
管理職手当受給者（上記以外）	10.0%

b 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(イ) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成27年度	23,036,342	▲287,063	8,925,583	38.7	31.9

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成27年度	1,005	3,925,438	2,248,359	1,349,753	7,523,550	7,486	—

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成28年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	46.1歳	589,204円	1,395,470円
看護師	36.8歳	308,160円	410,444円
事務職員	43.2歳	328,905円	479,547円
(参考) 一般行政職	44.0歳	343,960円	499,449円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（病院事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,258千円		1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,537千円	
(平成27年度支給割合)		(平成27年度支給割合)	
期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.50月分 (0.80)月分	期末手当 2.40月分 (1.25)月分	勤勉手当 1.50月分 (0.80)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成28年4月1日現在）

島根県（病院事業）			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分

その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) 1人当たり平均支給額1,926千円 22,571千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) 1人当たり平均支給額3,688千円 22,775千円
--	--

(注) 「島根県(病院事業)」の「1人当たり平均支給額」は、平成27年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成27年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度)		122,787千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度)		889,760円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	16%	120人	0%
県内全市町村	0%	933人	0%

(d) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給総額(平成27年度)	346,980千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度)	362,571円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	92.1%
手当の種類(手当数)	13
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 医師手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 浄化槽管理業務従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度)	716,869千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度)	748千円
支給実績(平成26年度)	582,708千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度)	617千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成27年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円	同じ	-	千円 74,894	円 178,743
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	-	千円 114,393	円 269,795
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ~78キロ以上	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 45,831	円 63,215

	2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額				
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～413,300円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 488,067	円 3,588,726
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～146,400円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 36,546	円 777,579
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 19,010	円 67,411
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 76,317	円 117,774
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	千円 120,813	円 497,172
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 719	円 37,842

(8) 退職者（管理職）の再就職状況

平成27年度末退職者（管理職）の再就職の状況

区分	退職者数	左のうち再就職した者						
		合計	島根県に再就職した者			島根県以外に再就職した者		
			再任用職員	非常勤嘱託職員	臨時職員	民間企業等	国・他の地方公共団体	公共的団体等
一般職員	88	63	24	3	1	20	1	14
教育職員	13	6	3	2	1	0	0	0
警察職員	8	8	0	0	0	3	0	5
計	109	77	27	5	2	23	1	19

- (注) 1 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあった職員
- 2 「島根県以外に再就職した者」は、平成28年5月31日時点で民間企業等、国・他の地方公共団体及び公共的団体等に再就職したとして届出があった者
- 3 「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4又は第28条の5の規定により再度任用された者
- 4 「非常勤嘱託職員」とは、地方公務員法第3条第3項第3号の規定により任用された者
- 5 「臨時職員」とは、地方公務員法第22条第2項の規定により任用された者
- 6 「国・他の地方公共団体」へ再就職した者には、国又は他の地方公共団体との人事交流のため退職し、再就職した者は除く。
- 7 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び国・他の地方公共団体以外の団体
- 8 「一般職員」とは、教育職員及び警察職員を除く職員

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間

ア 職員の勤務時間（標準）

1 週間の正規の勤務時間	1 日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00	

(参考) 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）、職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）、職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）及び職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）（知事部局等、教育委員会、警察本部）

イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1 年（※暦年）につき 20 日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めたとときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めたとときは、結核性疾患 1 年、人事委員会規則で定める特定の疾患 180 日、その他の疾患 90 日の期間は有給休暇
夏季休暇	6 月から 10 月までの間に 4 日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2 日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 → 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 → 出産日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7 日以内 妻の出産：3 日以内 忌引：配偶者 10 日以内、父母 7 日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々 1 日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6 月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
特別休暇	特別休暇は、風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後 3 年に達しない生児を育てる場合（育児時間）等、特定の事由がある場合に限り与える。

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）、職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）、島根県企業局職員就業規程（昭和48年公営企業管理規程第2号）、島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）

ウ 特別休暇の種類（主なもの）

種 類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5 日以内
育児時間	満 1 歳まで 1 日 120 分以内、満 1 歳～3 歳まで 60 分以内（30 分を単位として 2 回に分けて取得可）
男性職員の育児参加のための休暇	5 日以内
子の看護のための休暇	5 日以内（中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は 10 日以内）
短期の介護休暇	5 日以内（要介護者が 2 人以上の場合は、10 日以内）
妊娠障害（つわり）	10 日以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分状況

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ア 分限処分者数
知事部局等

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	57	0	57
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	57

教育委員会

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	1	0	0	1
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	119	0	119
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	1	119	0	120

警察本部

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	12	0	12
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	12	0	12

イ 懲戒処分者数
知事部局等

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	1	0	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくな	0	0	0	0	0

い非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)					
合 計	0	1	0	0	1

教育委員会

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	2	0	1	3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	1	0	1
合 計	0	2	1	1	4

警察本部

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数 a (日)	総取得日数 b (日)	全対象職員数 c (人)	平均取得日数 b/c (日)	消化率 b/a (%)
知事部局等	163, 154	40, 188	4, 210	9.5	24.6
教育委員会	106, 439	28, 909	2, 768	10.4	27.2
警 察 本 部	68, 778	13, 398	1, 812	7.4	19.5
合 計	338, 371	82, 495	8, 792	9.3	24.3

(注) 対象期間：暦年（平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日）

イ 育児休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
知事部局等	男性職員	0	1	0
		0	0	0
	女性職員	92	20	7
		86	15	6
教育委員会	男性職員	0	0	0
		0	0	0
	女性職員	116	1	1
		163	3	3
警 察 本 部	男性職員	0	0	0
		1	0	0

	女性職員	15	1	0
		9	2	0
計		223	23	8
		259	20	9

(注) 上段には平成 27 年度に新たに取得した者、下段には平成 26 年度から 27 年度にかけて引き続いている者の数。

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ウ 介護休暇の取得状況

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
		全日型 中 心	時間型 中 心
知事部局等	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
教育委員会	男性職員	1	0
	女性職員	11	1
警 察 本 部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
	計	12	1

		介護休暇承認期間					
		1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え
知事部局等	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	0	0	0	0	1	0
	女性職員	3	1	1	1	0	5
警 察 本 部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
	計	3	1	1	1	1	5

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業 取得者数	修学部分休業 取得者数
		男性職員	0
知事部局等	女性職員	0	0
	男性職員	0	0
教育委員会	女性職員	1	0
	男性職員	0	0
警 察 本 部	女性職員	0	0
	計	1	0

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

(4) 職員の研修及び人事評価の状況

ア 研修の状況

一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	7	37	404	市町村職員含む。
採用 2 年目	2	4	102	
一般職員第 I 課程	5	10	164	市町村職員含む。
一般職員第 II 課程	4	8	125	市町村職員含む。
中堅職員	9	18	248	市町村職員含む。
新任係長	4	8	175	市町村職員対象。
新任企画員	4	8	123	

新任 G L	4	12	107	
新任 G L ・ 企画幹ス テップアップ	4	8	95	
新任課長補佐	4	8	116	市町村職員対象
新任課長	5	10	184	市町村職員含む。
選択研修	35	41	1,200	22 講座（法務能力開発等）市町村職員 含む。 ※日数及び回数には、職員短期派遣研 修を含まない。

教育職員（教育センター）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	25	40	1,123	教諭、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教 諭、学校事務職員、実習教員
経験者	37	37	1,071	6 年目研修、11 年目研修
管理職	8	9	432	校長（新任、2 年目） 教頭・副校長（新任、2・3 年目）
各主任等	14	15	1,040	特別支援教育専任教員研修、教務主任 研修
テーマ研修	44	73	2,783	キャリア教育研修、体育科実技研修等
能力開発	46	53	1,963	教科等、生徒指導等、情報教育
出前講座	148	148	2,745	教育課題、教科等、情報教育、教育相 談、特別支援教育等

(注) 対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園

警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	3	664	79	短期課程（6 月）、長期課程（10 月）
一般職員初任科	1	23	15	警察主事対象
初任補修科	3	213	59	短期課程（2 月）、長期課程（3 月）
警部補・巡查部長任 用科	1	12	6	
部門別任用科	4	76	37	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	28	206	28	交通事故事件捜査、被害者支援等

イ 人事評価の状況

区 分	項 目	評定回数	評定時期	評定対象者数
知事部局等	人事評価（病院局医療職等を除く。）	2	27 年 9 月、28 年 3 月	3,326 人
	勤務評定（病院局医療職等）	1	27 年 11 月	808 人
教育委員会	人事評価（管理職）	2	27 年 9 月、28 年 3 月	110 人
	人事評価（一般職）	2	27 年 9 月、28 年 3 月	487 人
	勤務評価（県立学校教育職員）	1	28 年 2 月	1,989 人
	勤務評価（市町村立教育職員）	1	28 年 2 月	4,811 人
警 察	勤務評定	1	27 年 12 月	1,674 人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況 区 分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	事業場数 選任すべき	うち選任 事業場数	事業場数 選任すべき	うち選任 事業場数	事業場数 選任すべき	うち選任 事業場数	選任者数	事業場数 選任すべき	うち選任 事業場数
知事部局等	6	6	8	8	21	21	27	50	50
教育委員会	0	0	0	0	33	33	36	28	28
警察本部	0	0	0	0	8	8	0	5	5

選任状況 区 分	産 業 医				委 員 会				
	事業場数 選任すべき	うち選任 事業場数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生委員会として設置している事業場数
					設置すべき 事業場数	うち設置 事業場数	設置すべき 事業場数	うち選任 事業場数	
知事部局等	21	21	21	16	21	21	8	8	8
教育委員会	33	33	33	33	33	33	0	0	0
警察本部	8	8	8	9	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費

知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行った。	11,612
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	4,726
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施した。	87
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	6,729
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	43,242
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規程に基づき職員に被服(作業衣、白衣等)を貸与した。	6,016
合 計		72,412

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行った。	2,791
健康教育・指導事務	教職員が病気の予防や健康に対する適切なアドバイスが受けられるように、講習会や健康教育等を実施した。	60

メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるよう、専門相談や研修会等を実施した。	6,396
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施した。	39,236
合 計		48,483

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者・衛生管理者・産業医の配置等を行った。	5,925
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増健に関して適切なアドバイスが受けられるように、健康相談・健康教育等を実施した。	937
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	195
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプランセミナーを実施した。	1,227
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	21,246
合 計		29,530

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
採用時健康診断	177	177	262	262	98	98
定期健康診断	2,165	2,142	2,654	2,497	1,231	1,231
人間ドック	2,170	2,170	1,098	1,098	504	504

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 27 年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成 27 年度中において人事委員会からは是正の指示はなかった。

3 人事委員会の報告について

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験

(ア) 採用試験

a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・化学・心理・児童福祉・食品衛生・農業・畜産・林業・水産・総合土木・建築・機械・電気・警察事務・情報処理・少年補導	昭和58年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者若しくは平成6年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成28年3月31日までに卒業見込みの者	5月13日から 6月1日まで	6月28日	8月1日から 8月5日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 五肢択一式 55問から20問自由選択 90分(行政・警察事務) 択一式及び記述式(情報処理) 個別面接 (行政のみ)	人物試験 個別面接 討論型個別面接(行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
	建築・電気		11月30日から 12月22日まで	1月9日から 1月10日まで		教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 30問120分	人物試験 個別面接 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
高校卒業程度試験	一般事務・総合土木・学校事務A,B(出雲)・学校事務A,B(石見)・警察事務	[学校事務A] 昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 [学校事務Aを除く試験区分] 平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者	7月27日から 8月28日まで	9月27日	10月25日から 10月27日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許 職 試験	司書	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有する者(取得見込み含む。)	7月27日から 8月28日まで	9月27日	10月25日から 10月27日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

試験の 種 類	試 験 区 分	受 験 資 格	試 験 日 程			試 験 内 容	
			受 付 期 間	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 1 次試験	第 2 次試験
資格免許 職 試 験	臨床検査技師	昭和62年4月2日 以降に生まれた 者で、臨床検査 技師の免許を有 する者(取得見 込み含む)	7月27日 から 8月28日 まで	9月27日	10月25 日から 10月27 日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	診療放射線 技師	昭和62年4月2日 以降に生まれた 者で、診療放射 線技師の免許を 有する者(取得 見込み含む。)	同上	同上	同上	同上	同上
	保健師	昭和61年4月2日 以降に生まれた 者で、保健師の 免許を有する者 (取得見込み含 む。)	同上	同上	同上	同上	同上
経験者採 用試験	行政	昭和55年4月2日 から平成3年4月 1日までに生ま れた者	5月13日 から 6月1日 まで	6月28日	7月25日	教養試験 五肢択一式 40問120分 論文試験	人物試験 個別面接 適性検査
地区別採 用試験	一般事務(石 見地区)・ 一般事務(隠 岐地区)	昭和55年4月2日 から平成3年4月 1日までに生ま れた者	5月13日 から 6月1日 まで	6月28日	7月25日	教養試験 五肢択一式 40問120分 作文試験	人物試験 個別面接 適性検査

試験の 種 類	試 験 区 分	受 験 資 格	試 験 日 程			試 験 内 容	
			受 付 期 間	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 1 次試験	第 2 次試験
警察官 (10月採用・大学卒)試験	男性・女性	[男性・女性] 昭和56年4月2日 から平成5年4月 1日までに生まれ た者で、学校 教育法による大 学を卒業した者 (9月30日までの 卒業見込者含 む) 若しくは 平成5年4月2日 以降に生まれた 者で大学を卒業 した者(9月30日 までの卒業見込 者含む)	3月11日 から 4月13日 まで	5月11日	6月14日 から 6月15日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官 (大学卒) 試験	男性・女性・ 武道	[男性・女性] 昭和57年4月2日 から平成6年4月 1日までに生まれ た者で、学校 教育法による大 学を卒業した者 (卒業見込者含 む) 若しくは 平成6年4月2日 以降に生まれた 者で、大学を卒 業した者(卒業 見込者含む) [武道] 次のアまたはイ に該当し、かつ 次のウに該当す る者 ア 平成元年4 月2日から平成6 年4月1日まで に生まれた男性 で、学校教育法 による大学を卒 業した者(卒業 見込者含む) イ 平成6年4月 2日以降に生ま れた男性で、大 学を卒業した者 (卒業見込者含 む)	5月18日 から 6月15日 まで	7月12日	8月22日 から 8月26日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 (武道は身体 検査のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)

		ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者					
警察官 (高校卒業程度) 試験	男性・女性・ 武道	<p>[男性・女性] 昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く。)</p> <p>[武道] 次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた男性(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く。) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者(柔道は、平成28年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上)</p>	7月27日から 8月28日まで	9月20日	11月2日から 11月3日まで	<p>教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査 (武道は身体検査のみ)</p>	<p>人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)</p>

b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)		受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数			最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数		
				男性	女性	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒			高校卒	その他
大 学 卒 業 程 度	行政	26	男	213	4	179	1	48	48	48	0	0	0	48	14	14	0	0	14	7.8%	12.8
			女	82	1	61	19	19	19	0	0	0	0	19	13	13	0	0	13	21.3%	4.7
		計	295	5	240	67	67	67	67	67	0	0	0	67	27	27	0	0	27	11.3%	8.9
	化学	2	男	16	14	14	6	6	6	6	0	0	0	6	2	2	0	0	2	14.3%	7.0
			女	4	3	75.0%	6	6	6	6	0	0	0	6	2	2	0	0	2	11.8%	8.5
		計	20	17	85.0%	12	11	71.4%	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0	3	40.0%	2.5
	心理	2	男	7	5	11	91.7%	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0	3	0.0%	0.0
			女	12	11	16	84.2%	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	2	12.5%	8.0
		計	19	16	84.2%	7	6	85.7%	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	16.7%	6.0
	児童福祉	3	男	6	4	5	83.3%	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	40.0%	2.5
			女	6	1	11	84.6%	6	6	6	6	6	6	6	6	6	3	3	3	27.3%	3.7
		計	13	10	1	11	84.6%	6	6	6	6	6	6	6	6	6	3	3	3	27.3%	3.7
	食品衛生	4	男	2	2	2	100.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0
			女	9	8	88.9%	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	37.5%	2.7
		計	11	10	10	90.9%	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30.0%	3.3
農業	8	男	21	15	16	76.2%	13	13	13	13	1	1	14	13	5	5	5	5	31.3%	3.2	
		女	8	6	6	75.0%	6	6	6	6	0	0	6	5	3	3	3	3	50.0%	2.0	
	計	29	21	1	22	75.9%	19	19	19	19	1	1	20	18	8	8	8	8	36.4%	2.8	
畜産	2	男	3	3	3	100.0%	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	33.3%	3.0	
		女	2	2	2	100.0%	2	2	2	2	0	0	2	1	1	1	1	1	50.0%	2.0	
	計	5	5	5	100.0%	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	40.0%	2.5	
林業	5	男	9	7	8	88.9%	5	5	5	5	1	1	6	4	3	3	3	4	50.0%	2.0	
		女	2	1	1	50.0%	1	1	1	1	0	0	1	4	3	3	3	3	50.0%	2.0	
	計	11	8	1	9	81.8%	5	5	5	5	1	1	6	4	3	3	3	4	44.4%	2.3	
水産	3	男	10	2	4	40.0%	2	2	2	2	2	2	4	4	1	1	1	2	75.0%	1.3	
		女	1	1	1	100.0%	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	0.0%	0.0	
	計	11	3	2	5	45.5%	3	3	3	3	2	2	5	5	1	1	1	3	60.0%	1.7	
総合土木	18	男	39	32	1	33	84.6%	26	26	26	1	1	27	24	14	14	1	15	45.5%	2.2	
		女	4	4	4	100.0%	3	3	3	3	0	0	3	3	3	3	3	3	75.0%	1.3	
	計	43	36	1	37	86.0%	29	29	29	29	1	1	30	27	17	17	1	18	48.6%	2.1	
建築	4	男	9	7	7	77.8%	7	7	7	7	0	0	7	7	4	4	4	4	57.1%	1.8	
		女	2	1	1	50.0%	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	50.0%	2.0	
	計	11	8	8	72.7%	7	7	7	7	7	7	7	7	7	4	4	4	4	50.0%	2.0	
機械	3	男	12	6	6	50.0%	3	3	3	3	0	0	3	3	2	2	2	2	33.3%	3.0	
		女	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0	
	計	12	6	6	50.0%	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	33.3%	3.0	

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格者数(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数			
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他						
大学卒業程度	電気	4	男	23	13		3	16	69.6%	9		1	10	10		6	37.5%	2.7	4		
			女	0																	
	計	23	13	3	16	69.6%	9	1	10	10	6	37.5%	2.7	4							
	警察事務	6	男	29	25	1	26	89.7%	9		1	10	9		2	7.7%	13.0	1			
			女	29	21	1	22	75.9%	6	1	7	5	22.7%	4.4	4						
	計	58	46	1	48	82.8%	15	1	17	16	7	14.6%	6.9	5							
	情報処理	1	男	6	4	1	6	100.0%	2		1	4	4		1	16.7%	6.0	1			
			女	0																	
	計	6	4	1	6	100.0%	2	1	4	4	1	16.7%	6.0	1							
	少年補導	1	男	4	2		2	50.0%	2			2	2		1	50.0%	2.0	1			
			女	2	2		2	100.0%													
	計	6	4		4	66.7%	2		2	2	1	25.0%	4.0	1							
建(1月実施)	2	男	5	3		3	60.0%					1		1	33.3%	3.0	1				
		女	1	1		1	100.0%						0		0	0.0%					
計	6	4		4	66.7%						1		1	25.0%	4.0	1					
電(1月実施)	1	男	8	6		8	100.0%					2		2	25.0%	4.0	1				
		女	0																		
計	8	6		8	100.0%						2		2	25.0%	4.0	1					
合 計	95	男	423	326	0	315	344	81.3%	138	0	7	147	140	61	0	1	4	66	19.2%	5.2	59
		女	164	125	1	11	128	78.0%	47	0	1	0	48	46	30	0	0	0	30	23.4%	4.3
計	587	451	1	4	16	472	80.4%	185	0	3	7	195	186	91	0	1	4	96	20.3%	4.9	84

第1次試験：6月28日 第2次試験：8月1日～5日
 第1次試験：1月9日～10日 (第2次試験なし)
 建築、電気 (1月実施)

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(B)/(D)	採用者数H28.5.1現在	
					短大卒	高大卒	その他	計		短大卒	高大卒	その他	計		短大卒	高大卒	その他	計			
高 校 卒 業 程 度	一般事務	4	男	23	1	16	5	22	95.7%	1	10	3	14	14	1	5	6	27.3%	3.7	4	
			女	12	5	4	2	11	91.7%	3	1	4	3	3	1	1	1	9.1%	11.0	1	
			計	35	6	20	7	33	94.3%	4	11	3	18	17	2	5	7	21.2%	4.7	5	
	総合土木	5	男	11		7	2	9	81.8%		6	2	8	8		4	1	5	55.6%	1.8	4
			女	4		4	4	4	100.0%		4	4	4	3		2	2	2	50.0%	2.0	2
			計	15	7	6	13	13	86.7%	6	6	6	12	11	4	3	7	53.8%	1.9	6	
	学校事務A (出雲地区)	9	男	76	44	2	8	62	81.6%	17		1	18	12	5			5	8.1%	12.4	4
			女	52	23	3	5	36	69.2%	4			4	4	4			4	11.1%	9.0	4
			計	128	67	5	13	98	76.6%	21	1	1	22	16	9			9	9.2%	10.9	8
	学校事務A (石見地区)	3	男	24	18	2	2	22	91.7%	6			6	6	3			3	13.6%	7.3	3
			女	18	12	3	1	16	88.9%	2			2	1			0	0.0%			
			計	42	30	5	3	38	90.5%	8			8	7	3		3	7.9%	12.7	3	
学校事務B (出雲地区)	6	男	15		1	7	13	86.7%		1	3	5	8	5	2	1	1	7.7%	13.0	1	
		女	20		6	8	2	16	80.0%	1	3	2	6	6	1	3	1	31.3%	3.2	5	
		計	35	35	7	15	29	82.9%	2	6	7	15	14	1	3	2	6	20.7%	4.8	6	
学校事務B (石見地区)	2	男	11		9	1	10	90.9%		5		5	5	2			2	20.0%	5.0	1	
		女	2		1	1	2	100.0%		1		1	1	1			0	0.0%			
		計	13	13	1	10	12	92.3%	1	5		6	6	2	2	2	16.7%	6.0	1		
警察事務	3	男	12		10	1	11	91.7%		10	1	11	10	4			4	36.4%	2.8	2	
		女	12		4	8	12	100.0%		3	6	9	7	2	3	5	41.7%	2.4	5		
		計	24	24	4	18	23	95.8%	3	16	1	20	17	2	7	9	39.1%	2.6	7		
合計	32	男	172	62	4	59	24	149	86.6%	23	2	34	12	71	63	8	1	15	2	26	
		女	120	35	19	29	14	97	80.8%	6	8	10	6	30	25	4	4	6	3	17	
		計	292	97	23	88	38	246	84.2%	29	10	44	18	101	88	12	5	21	5	43	

第1次試験：9月27日 第2次試験：10月25日～10月27日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数 H28.5.1現在
					短大卒	高大卒	その他		短大卒	高大卒	その他		短大卒	高大卒	その他		
資格免許職	司書	1	男	6	2	2	4	66.7%	2	1	3	3	0	0	0	0.0%	1
			女	15	7	7	14	93.3%	3	1	4	4	1	1	14.0%		
			計	21	9	9	18	85.7%	5	2	7	7	1	1	18.0%		
	臨床検査技師	2	男	1	1	1	1	100.0%	1	1	1	1	1	1	100.0%	1.0	0
			女	2	1	1	2	100.0%	1	1	2	2	1	1	100.0%		
			計	3	2	1	3	100.0%	2	1	3	3	2	1	100.0%		
	診療放射線技師	1	男	1	1	1	1	100.0%	1	1	1	1	1	1	0.0%	1	
			女	2	1	1	1	50.0%	1	1	1	1	1	1	100.0%		
			計	3	1	1	2	66.7%	1	1	2	2	1	1	50.0%		
	保健師	6	男	4	3	3	3	75.0%	3	3	3	3	1	1	33.3%	1	
女			15	13	1	14	93.3%	11	1	12	10	7	7	50.0%			
計			19	16	1	17	89.5%	14	1	15	13	8	8	47.1%			
合計	10	男	12	7	2	9	75.0%	7	1	8	8	2	0	0	22.2%	1	
		女	34	21	10	31	91.2%	15	4	19	17	9	2	0	35.5%		
		計	46	28	12	40	87.0%	22	5	27	25	11	2	0	32.5%		

第1次試験：9月27日 第2次試験：10月25日～10月27日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数 H28.5.1現在	
					短大卒	高大卒	その他		短大卒	高大卒	その他		短大卒	高大卒	その他			
経 験 者	行政	5	男	86	59	1	3	74.4%	12		1	13	12	5		7.8%	12.8	4
			女	31	24	2	1	87.1%	3			3	3	1		3.7%	27.0	1
			計	117	83	3	4	77.8%	15		1	16	15	6		6.6%	15.2	5
者	合計	5	男	86	59	1	3	74.4%	12	0	1	13	12	5	0	7.8%	12.8	4
			女	31	24	2	1	87.1%	3	0	0	3	3	1	0	3.7%	27.0	1
			計	117	83	3	4	77.8%	15	0	1	16	15	6	0	6.6%	15.2	5

第1次試験：6月28日 第2次試験：7月25日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数 H28.5.1現在	
					短大卒	高大卒	その他		短大卒	高大卒	その他		短大卒	高大卒	その他			
地 区 別	一般事務 (石見地区)	1	男	12	6	1	1	66.7%	3		1	4	4	1		12.5%	8.0	1
			女	8	6	1	1	87.5%	5			5	5		0.0%			
			計	20	12	1	2	75.0%	8		1	9	9	1		6.7%	15.0	1
者	一般事務 (隠岐地区)	1	男	2	1		1	100.0%	1		1	2	1		0.0%			
			女	4	3	1	1	100.0%	2	1	1	3	3	1	25.0%	4.0	1	
			計	6	4	1	1	100.0%	3	1	1	5	4	1	16.7%	6.0	1	
者	合計	2	男	14	7	1	0	71.4%	4	0	2	6	5	1	0	10.0%	10.0	1
			女	12	9	0	1	91.7%	7	0	1	8	8	1	0	9.1%	11.0	1
			計	26	16	1	3	80.8%	11	0	2	14	13	2	0	9.5%	10.5	2

第1次試験：6月28日 第2次試験：7月25日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数H28.5.1現在	
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒			短大卒
警察官	大学卒 (10月採用)	18	男	73	51			69.9%	34			34	31	16		16	3.2	14
		2	女	5	2			40.0%	2			2	2	1		1	2.0	1
		20	計	78	53			67.9%	36			36	33	17		17	3.1	15
	大学卒	28	男	237	159			67.1%	120			120	77	37		37	4.3	26
		4	女	45	33			73.3%	12			12	8	5		5	6.6	3
		32	計	282	192			68.1%	132			132	85	42		42	4.6	29
	大学卒 (武道)	1	男	6	5			83.3%	5			5	5	1		1	5.0	1
		1	女	6	5			83.3%	5			5	5	1		1	5.0	1
		11	計	101	64	1	64	70.3%				37	35	16		16	4.4	14
	高校卒業程度	3	男	30	1	22	1	80.0%				9	9	5		5	4.8	5
		14	女	131	2	86	7	72.5%				46	44	21		21	4.5	19
		1	計	0														
高校卒業程度 (武道)	1	男	0															
	1	女	0															
	59	計	417	215	1	64	68.6%	159	0	37	2	148	54	0	16	4.1	55	
合計	9	男	80	35	1	22	73.8%	14	0	9	0	19	6	0	5	5.4	9	
	68	女	497	250	2	86	69.4%	173	0	46	2	167	60	0	21	4.3	64	
		計																

大学卒(10月採用) …第1次試験：5月10日、第2次試験：6月14日～15日
 大学卒 …第1次試験：7月12日、第2次試験：8月22日～26日
 高校卒業程度 …第1次試験：9月20日、第2次試験：11月2日～3日

(イ) 昇任試験

現在実施している昇任試験は、警察官の階級（警部・警部補・巡査部長）の各職への昇任試験のみであり、その実施については警察本部長に委任している。

（職員の任用に関する権限を委任する規則第2条第1項第6号）

a 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施通知日	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警部昇任試験	一般	警部補として勤務した期間が4年以上の者	7月1日	(法学試験) 8月7日 (1次試験) 9月2日	10月13日	(法学試験) 筆記試験3科目 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務した期間が8年以上の者で、年齢40歳以上の者	7月1日	10月1日	11月10日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補昇任試験	一般	巡査部長として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	7月1日	(予備試験) 8月18日 (1次試験) 10月1日	11月10日	(予備試験) 五肢択一式50問 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務した期間が12年(大卒者にあつては8年)以上の者で、年齢35歳以上の者	7月1日	10月2日	11月11日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長昇任試験	一般	巡査として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	7月1日	(予備試験) 8月17日 (1次試験) 10月2日	11月11日	(予備試験) 五肢択一式50問 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務した期間が12年(大卒者にあつては8年)以上の者で、年齢35歳以上の者	7月1日	10月2日	11月11日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

b 試験実施結果

試験の種類	区分	申込者数	予備試験			第1次試験			第2次試験合格者数	最終合格率	昇任者数
			受験者数	受験率	合格者数	受験者数	受験率	合格者数			
警部昇任試験	一般	212	211	99.5	102	102	100.0	35	20	19.6	20
警部補昇任試験	一般	※ 227	※ 227	100.0	99	118	97.5	42	32	27.1	32
	専門	14	—	—	—	14	100.0	7	4	28.6	4
	計	※ 241	※ 220	100.0	99	132	97.8	49	36	27.3	36
巡査部長昇任試験	一般	※ 323	※ 323	100.0	117	127	98.4	54	45	35.4	45
	専門	6	—	—	—	6	100.0	3	1	16.7	1
	計	※ 329	※ 323	100.0	117	133	98.5	57	46	34.6	46
合計		※ 782	※ 754	99.0	318	367	98.7	141	102	27.8	102

(注) ※印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者22名。巡査部長予備免除者12名)

イ 選考

職員の採用選考及び昇任選考の状況は、(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 採用選考

a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計	
		知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等		
職 員 の 任 用 に 関 関	第 7 条	細則第3条第1号・2号 ・8号 (行政職3級以上・公安職 4級以上)	14 (10)	1 (1)	1 (1)	14 (14)	—	30 (26)
	第 2 号	細則第3条第3号 (海事職)	—	—	4	1	—	5
	第 2 号	細則第3条第4号 (研究職の2級以上)	4	—	1	—	—	5
	第 2 号	細則第3条第5号～7号 、9～11号 (医療職)	8	53	—	—	—	61
す る 規 則	第7条第5号	第7条第5号 (他の地方公共団体又は国の在 職者)	2 (2)	—	—	5 (5)	—	7 (7)
	第7条第6号	第7条第6号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—
	第7条第7号・8号	第7条第7号・8号 (競争試験を行うことが不適当 な職)	5	4	—	1	—	10
		地方公共団体の一般職の任期付職 員の採用に関する法律第3条	—	—	—	—	—	—
		地方公共団体の一般職の任期付研 究員の採用等に関する法律第3条	—	—	—	—	—	—
合 計			34 (12)	58 (1)	6 (1)	21 (19)	—	119 (33)

(注) () 内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

部 局		知事部局	病 院 局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職 種							
行 政 職	部・次長級	2	1				3
	課長級	3		1	1		5
	グループリーダー	2					2
	企画員						
	主任・主任主事・主任技師 ・主事・技師級	14	4		1		19
	計	21	5	1	2		29
公 安 職	警 視				4		4
	警部・警部補級				8		8
	巡査部長				6		6
	巡 査						
	計				18		18
海 事 職			4	1		5	
研 究 職	学 芸 員						
	研 究 員	4		1			5
医療職(一)	医 師	4	2				6
医療職(二)		4	5				9
医療職(三)			46				46
任期付職員		1					1
合 計		34	58	6	21		119

c. 公開選考試験実施結果 (a及びbの一部)

試験種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	備考	
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他				
選 考 試 験	研究員 (機械金属技術)	1	男	1	1			100.0%	1			1			0	0.0%		1次:6/28 ~6/29	
			女													0	0.0%		2次:8/5
		計	1	計	1	1		100.0%	1			1			1	16.7%	6.0	1	1次:6/28 ~6/29
	研究員 (電子電気・ 応用物理技術)	1	男	8	6			75.0%	4			4			1	16.7%	6.0	1	1次:6/28 ~6/29
			女												1	14.3%		1	1次:6/28 ~6/29
		計	8	計	6	6		75.0%	4		4			1	11.1%	9.0	1	2次:8/5	
	文化財研究員 (日本中世史)	1	男	11	7			63.6%	4			4			1	14.3%		1	1次:6/28
			女	2	2			100.0%	2			2			1	11.1%		1	2次:8/6
		計	13	計	9	9		69.2%	4		4			1	11.1%		1	2次:8/6	
	獣医師	10	男	4	3			75.0%	3						3	100.0%	3.0	2	
			女	1	1			100.0%	1						1	100.0%	1.0	0	
		計	5	計	4	4		80.0%	4						4	100.0%	1.0	2	8/7実施
	薬剤師	3	男	3	3			100.0%	3						2	66.7%	1.5	2	
			女	2	2			100.0%	2						1	50.0%	2.0	0	
		計	5	計	5	5		100.0%	5					3	60.0%	1.7	2	8/7実施	
	身体障がい者対象 (一般事務)	2	男	3	1	2		100.0%	3						1	66.7%	1.5	1	
		女	2	1	1		100.0%	2						1	50.0%	2.0	1		
	計	5	計	2	2		100.0%	5					2	60.0%	1.7	2	10/18実施		
身体障がい者対象 (学校事務)	1	男	0																
		女	0																
	計	0	計	0															
身体障がい者対象 (警察事務)	1	男	1	1			100.0%	1						1	100.0%	1.0	1		
		女	0											1	100.0%	1.0	1		
	計	1	計	1	1		100.0%	1					1	100.0%	1.0	1	10/18実施		
鳥獣対策	1	男	10	5	2		70.0%	3	1	4				2	28.6%	3.5	2	1次:10/18	
		女	5	2	1		60.0%	2		2				0	0.0%		0		
	計	15	計	7	3	10	66.7%	5	1	6	0		2	20.0%	5.0	2	2次:11/15		
水産練習船乗組員 (航海)	3	男	2	1	1		50.0%	1						1	100.0%	1.0	1		
		女	0											1	100.0%	1.0	1	10/18実施	
	計	2	計	1	1		50.0%	1					1	100.0%	1.0	1			
水産練習船乗組員 (通信)	1	男	1	1			100.0%	1						1	100.0%	1.0	1		
		女	0											1	100.0%	1.0	1		
	計	1	計	1	1		100.0%	1					1	100.0%	1.0	1	10/18実施		

試験種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終合格率 (B)/(D)	採用者数 附第6.1項第2	備考			
					受験者数 (B)					第1次試験合格者数 (C)					最終合格者数 (D)										
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他							
選 考 試 験	警備艇乗組員 (機関)	1	男	2		1	1			2	100.0%	第2次試験なし				1				1	50.0%	2.0	1		
			女	0																		50.0%	2.0	1	10/18実施
				計	2		1	1			2	100.0%					1				1	50.0%	2.0	1	
	U・Iター型経験者 (総合土木)	2	男	14	8		3	1			12	85.7%	第2次試験なし				4	2			6	50.0%	2.0	5	
			女	0																		50.0%	2.0	5	11/29実施
				計	14	8	3	1			12	85.7%					4	2			6	50.0%	2.0	5	
	研究員(第2回) (機械金属技術)	1	男	13	10			1			11	84.6%	第2次試験なし				1				1	9.1%	11.0	1	
			女																			9.1%	11.0	1	11/29実施
				計	13	10					11	84.6%					1				1	9.1%	11.0	1	
	水産練習船乗組員 (司厨)	2	男	4							3	75.0%	第2次試験なし				2				2	66.7%	1.5	2	
			女	0																		66.7%	1.5	2	
				計	4		3				3	75.0%					2				2	66.7%	1.5	2	
中山間地域研究員	1	男	8	7			1			8	100.0%	4			4	1				1	12.5%	8.0	1	1次:書類選考	
		女	3	3						3	100.0%	1			1	1				0	0.0%	8.0	1		
			計	11	10					11	100.0%	5			5	1			1	9.1%	11.0	1	2次:12/12		
合計	32	男	85	51	0	12	6			69	81.2%	16	0	1	17	13	8	1	25	36.2%	2.8	22			
		女	15	11	0	0	2			13	86.7%	3	0	0	3	1	0	0	3	23.1%	4.3	1			
		計	100	62	0	12	8			82	82.0%	19	0	1	20	14	8	1	28	34.1%	2.9	23			

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 (B)×5.19%	備考
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				
選考試験 (病院局)	看護師	(40)	男	7	1	6	7	100.0%	第2次試験なし				28	1	6	6	85.7%	1.2	6	H27.8.15		
			女	63	35	1	24	61	96.8%	第2次試験なし				28	1	13	42	68.9%	1.5	36	～	
			計	70	36	1	30	68	97.1%	第2次試験なし				28	1	19	48	70.6%	1.4	42	H27.8.16	
	助産師	(4)	男						第2次試験なし				4			4	100.0%	1.0	4	H27.8.15		
			女	5	4			4	80.0%	第2次試験なし				4			4	100.0%	1.0	4	～	
	薬剤師	(3)	男	3	3			3	100.0%	第2次試験なし				1			1	33.3%	3.0	1		
			女	2	2			2	100.0%	第2次試験なし				2			2	100.0%	1.0	1	H27.8.8	
	臨床心理士	(1)	男	2	2			2	100.0%	第2次試験なし				1			0	0.0%				
			女	4	4			4	100.0%	第2次試験なし				1			1	25.0%	4.0	1	H27.8.15	
	臨床検査技師	(1)	男	2	2			2	100.0%	第2次試験なし				1			1	50.0%	2.0	1		
			女	9	8	1		9	100.0%	第2次試験なし				1			0	0.0%			H27.8.29	
	臨床工学技士 (第1回)	(1)	男	3			2	2	66.7%	第2次試験なし							0	0.0%				
			女	3			2	2	66.7%	第2次試験なし							0	0.0%			H27.8.29	
	臨床工学技士 (第2回)	(1)	男	3	1		2	3	100.0%	第2次試験なし							1	33.3%	3.0	1		
			女	3	1		2	3	100.0%	第2次試験なし							1	33.3%	3.0	1	H27.12.19	
	理学療法士	(1)	男	2			2	2	100.0%	第2次試験なし				1			1	50.0%	2.0	1		
女			1	1		1	1	100.0%	第2次試験なし							0	0.0%			H27.9.27		
社会福祉士	(1)	男	3	1		1	2	66.7%	第2次試験なし							0	0.0%					
		女	7	6		6	6	85.7%	第2次試験なし				2			2	33.3%	3.0	2	H27.10.24		
診療情報管理士	(1)	男	10	7		1	8	80.0%	第2次試験なし				2			2	25.0%	4.0	2			
		女	3	2		2	2	66.7%	第2次試験なし							0	0.0%					
合計	(54)	男	28	10	0	13	25	89.3%	第2次試験なし				3	0	7	10	40.0%	2.5	10			
		女	97	61	4	26	93	95.9%	第2次試験なし				37	2	13	52	55.9%	1.8	45			
		計	125	71	4	39	118	94.4%	第2次試験なし				40	2	20	62	52.5%	1.9	55			

(イ) 昇任選考

a 級別昇任者数

給料表	部 局	知事部局	病 院 局	企業局、議会、 各委員会等	教育委員会	警察本部	計
	級						
行政職	9	1		1			
	8	2				1	
	7	1					
	6				1	4	
	5					3	
	4						
	3						
	2						
	計	4			1	1	8
公安職	9						
	8						
	7					9	
	6						
	5					18	
	4					26	
	3						
	2						
	計					53	
海事職	5						
	4						
	3						
	2						
	計						
研究職	5						
	4						
	3						
	2						
	計						
医療職(一)	4						
	3						
	2						
	計						
医療職(二)	7						
	6						
	5						
	4						
	3						
	2						
	計						
医療職(三)	7						
	6						
	5						
	4						
	3						
	2						
	計						
合 計		4		1	1	61	

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成 27 年 10 月 15 日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

(ア) 職員の給与等に関する報告

a 職員給与等の状況

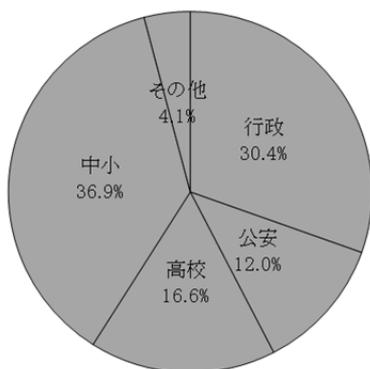
県職員の平成 27 年 4 月 1 日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

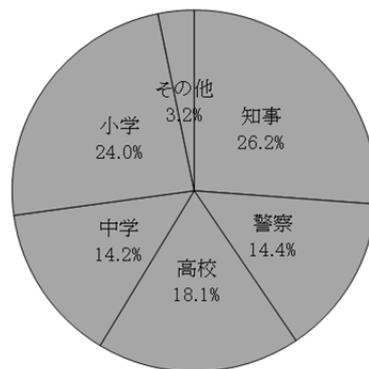
給料表	区分		職員数 (構成比)		平均年齢		平均経験年数	
	平成 27 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 26 年
行政職	3,796 (30.5%)	3,786 (30.4%)	44.2	44.3	22.7	22.9		
公安職	1,489 (12.0%)	1,491 (12.0%)	38.5	38.7	17.2	17.5		
海事職	43 (0.3%)	46 (0.4%)	40.7	41.0	20.6	21.0		
研究職	246 (2.0%)	243 (2.0%)	42.0	42.3	18.9	19.1		
医療職 (1)	46 (0.4%)	43 (0.3%)	44.1	44.8	18.2	18.7		
医療職 (2)	98 (0.8%)	100 (0.8%)	43.8	42.7	19.8	19.0		
医療職 (3)	72 (0.6%)	70 (0.6%)	40.2	41.5	18.0	19.2		
高等学校教育職	2,062 (16.6%)	2,041 (16.4%)	44.5	44.4	21.8	21.7		
中学校及び小学校教育職	4,606 (37.0%)	4,637 (37.2%)	46.5	46.5	23.7	23.8		
合計	12,458 (100.0%)	12,457 (100.0%)	44.3	44.4	22.1	22.2		

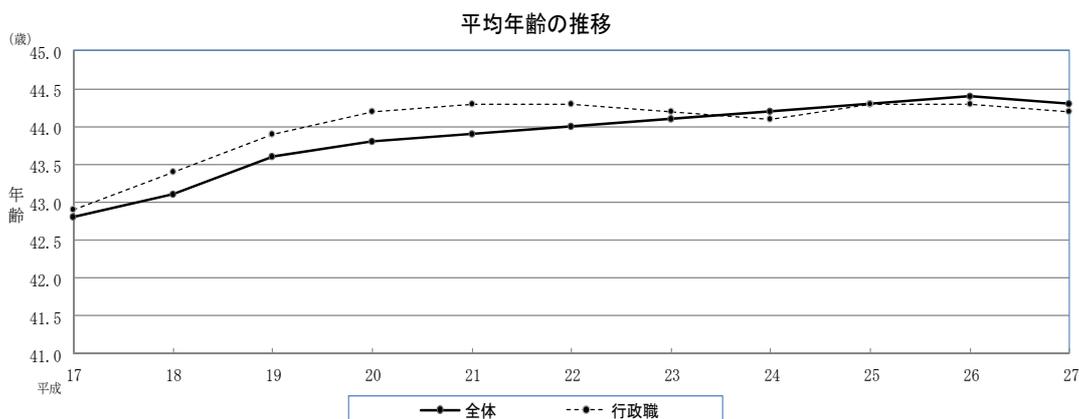
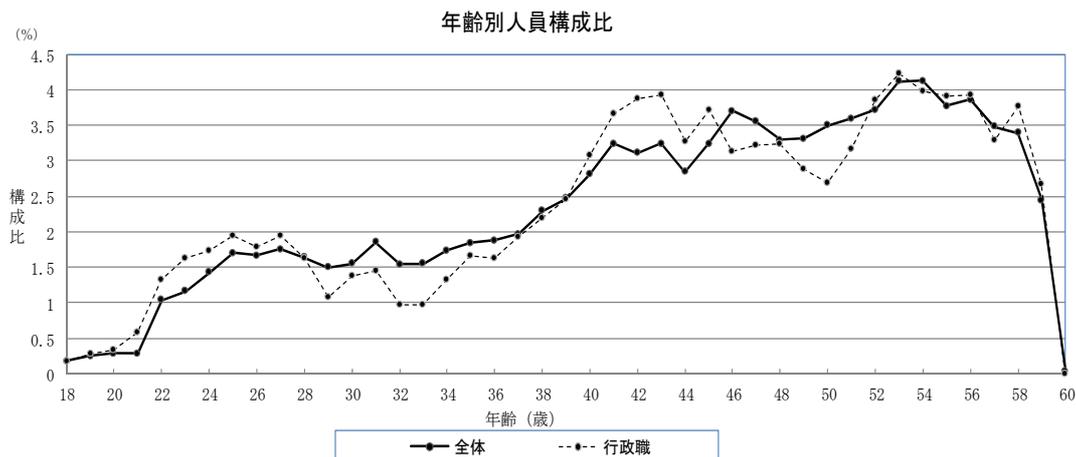
(注) 構成比については、小数点以下 1 位未満の端数は四捨五入したため、合計が 100 にならない場合がある。

給料表別職員構成比



部局別職員構成比





職員の平均給与月額の様況

区 分 項 目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成27年	平成26年	平成27年	平成26年
給 料	362,972	364,611	335,666	338,523
管 理 職 手 当	6,192	6,213	8,025	7,994
扶 養 手 当	10,156	10,430	10,921	11,429
地 域 手 当	469	463	557	572
住 居 手 当	3,919	3,761	2,802	2,681
特 地 勤 務 手 当	3,808	3,886	2,807	2,840
そ の 他	2,508	2,311	1,978	1,783
合 計	390,024	391,675	362,756	365,822

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む)及びへき地手当(準ずる手当を含む)の合計額である。
 3 その他は、単身赴任手当等である。

b 民間給与等の状況

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所256のうちから層化無作為抽出法により抽出した141事業所を対象に「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち135事業所の調査を完了した。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、95.7%と極めて高いものとなっている。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,632人及び医師等職種945人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

(a) 本年の給与改定等の状況

i 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で37.9%（昨年39.9%）、高校卒で33.8%（同36.2%）となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で45.1%（同80.4%）、高校卒で44.4%（同84.5%）、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で54.9%（同18.6%）、高校卒で55.6%（同14.4%）となっている。

ii 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は37.2%（昨年28.1%）、ベースアップを中止した事業所の割合は7.5%（同17.7%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は86.5%（同75.3%）、定期昇給を停止した事業所の割合は1.7%（同1.2%）であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が23.3%（同21.9%）、減額となっている事業所の割合が8.5%（同4.1%）となっている。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	37.2 (28.1)	7.5 (17.7)	0.0 (0.0)	55.3 (54.2)
課長級	31.8 (24.5)	9.3 (20.8)	1.8 (0.0)	57.1 (54.7)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 () 内の数字は、平成26年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係員	88.2 (76.5)	86.5 (75.3)	23.3 (21.9)	8.5 (4.1)	54.7 (49.3)	1.7 (1.2)	11.8 (23.5)
課長級	87.4 (72.3)	85.7 (71.1)	21.0 (19.9)	7.5 (4.2)	57.2 (47.0)	1.7 (1.2)	12.6 (27.7)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 () 内の数字は、平成26年の割合である。

c 物価及び生計費

本年 4 月の消費者物価指数（総務省）は、昨年 4 月に比べ、全国で 0.6%、松江市で 0.2% とそれぞれ増加している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年 4 月の松江市における 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 145,470 円、168,910 円及び 192,350 円となっている。

d 都道府県職員の給与

先に総務省が公表した平成 26 年 4 月 1 日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、99.9 であった。

本県のラスパイレス指数は 97.6（平成 25 年 105.5）となっており、全国でも低い水準となっている。

なお、平成 25 年の指数が 100 を超えているのは、国において平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 2 年間、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）」に基づく給与減額支給措置が講じられていたことによるものであり、この措置がないとした場合の参考値は 97.5 である。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

指数分布区分	都道府県数
102 以上	3
100 以上 102 未満	19
98 以上 100 未満	19
96 以上 98 未満	4
94 以上 96 未満	1
94 未満	1
都道府県平均指数	99.9
島根県	97.6

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を 100 としたものの。

e 人事院勧告の概要（省略）

f 職員給与と民間給与との比較

(a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じく

する者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年 4 月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与 368,693 円に対して職員給与は 367,705 円であり、職員給与が 988 円（0.27%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 A - B ((A-B)/B×100)
368,693 円	367,705 円	988 円 (0.27%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は 1 (2) の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

(b) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額 3.91 月分に相当していた。これは、昨年 (3.81 月分) より増加しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 (3.80 月) を 0.11 月分上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A - B)
3.91 月分	3.80 月	0.11 月分

g 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(a) 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、一般の従業員（係員）で、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べ 9 ポイント程度増加していることや、定期昇給の昇給額について昨年と比べて増額となった事業所の割合が増加していることなど、改善の傾向が見られた。

このような状況の中で、本年 4 月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記(カ)①のとおり、職員給与が民間給与を 988 円（0.27%）下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年 8 月に人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、引上げ改定を行うこととする。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行

う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年 4 月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

(b) 期末手当・勤勉手当

前記(カ)②のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.80月)は、民間事業所の特別給の支給割合(3.91月分)を0.11月分下回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.10月分引き上げることが適当と判断した。

引上げに当たっては、国と同様に勤務実績に応じた給与の推進の観点から勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げ、平成28年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.05月分ずつ引き上げることとする。

なお、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(c) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定を行い、本年 4 月に遡及して実施することとする。

(d) 地域手当について

県外事務所等に勤務する職員や医療職給料表(1)適用者に支給している地域手当の支給割合については、従来から国の支給割合に準拠していることから、人事院に準じた改定を行うこととする。

h 給与制度の総合的見直し

(a) 総合的見直しの概要

国においては、昨年の勧告で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを本年 4 月から実施している。

本県においては、50歳台の職員の給与水準が国と同様の傾向にあり世代間の給与配分の適正化を図る必要があること、また、国の給与制度を基本としていることなどから、国に準じて見直しを本年 4 月から実施しているところである。

(b) 平成28年度において実施する事項

国に準じ、平成28年度においては以下の手当について所要の措置を講ずることとする。

i 地域手当の支給割合の改定

地域手当の支給割合については、平成28年 4 月 1 日から、職員の給与に関する条例に定める支

給割合とする。

ii 単身赴任手当の支給額の改定

単身赴任手当の基礎額については、平成28年4月1日から、4,000円引き上げ、30,000円とする。

また、単身赴任手当の加算額の限度についても、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から、12,000円引き上げ、70,000円とする。

i その他の課題

(a) 配偶者にかかる扶養手当について

国においては、国家公務員の配偶者にかかる扶養手当について人事院に対し検討要請が行われていたが、本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的であったことから、現時点では扶養手当の支給要件を見直す状況にはないものと判断し、今後、民間企業における家族手当の見直しの動向や税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について必要な検討を行うこととされている。

本県においては、制度・構造は国に準拠することを基本としていることから、国の扶養手当の支給要件等にかかる検討状況等について引き続き動向を注視していく必要がある。

(b) 再任用職員の給与について

国においては、本年の「職種別民間給与実態調査」により、民間事業所における公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準について把握したところ、その給与水準は当該民間事業所の公的年金が支給される再雇用者と同じであるとする事業所が大半であったことから、引き続き、再任用職員の給与について、民間企業の再雇用者の給与の動向等を踏まえ、その在り方について必要な検討を行っていくとしている。

本県においても、本年の「職種別民間給与実態調査」により、島根県内の民間事業所における公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準について把握したところ、国と同様の調査結果が得られた。引き続き、国における再任用職員の給与の在り方にかかる検討状況や民間企業の再雇用者の給与の動向等を注視していく必要がある。

(イ) 人事管理に関する報告

a 人事管理上の課題について

(a) 人材の確保

コミュニケーション能力や企画・立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまでも試験制度の見直し・改善を行い、より多様な人材が受験しやすい環境を整えるとともに、より人物重視の試験制度としてきたところである。

また、職員採用ガイダンスや大学での説明会を開催するなどの広報活動を行い、試験制度の見直しと併せ受験者確保に取り組んできた。

しかしながら、受験年齢人口の減少や民間指向等により、近年の受験者数は依然として減少傾

向にあり、特に、技術系職種の人員確保が難しい状況にある。

このような状況を踏まえ、今後とも、試験ごとの検証を行い、適宜、必要に応じて制度の改正を図っていくとともに、任命権者と協力して、より効果的な県の仕事の魅力等の情報発信を行うほか、受験年齢の拡大に伴い社会経験を有する者が受験しやすいよう初任給等の処遇を検討するなど、受験者の確保に取り組んで行く。

(b) 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要である。このためには、職員一人一人の能力と意欲を引き出すための人材育成がますます重要となっている。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職務段階に応じた計画的な研修の実施、自律的な能力開発を支援するための研修の実施、更には職員の自己啓発に対する支援など様々な取組が行われてきた。

また、特定分野に精通した職員及び専門的知識や技術を有した職員の育成を図るために、中長期的な視点に立った人員配置が行われている。

今後こうした取組を一層進めていく必要がある。

(c) 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、年功的な昇進管理にとらわれることなく、能力と実績に基づく人事管理を行う必要がある。

本委員会としては、これまでも、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、人事評価の結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立について言及してきた。

昨年5月に地方公務員法が改正され、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされた。任命権者においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、公平性・公正性、客観性・透明性を担保し、評価結果を処遇に反映しうる人事評価制度への見直しを行う必要がある。

(d) 女性職員の能力発揮のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要があり、県の政策立案・方針決定過程においても、女性の視点や能力等を活用することが重要である。

こうした観点から、これまでも、とりわけ女性職員が多様な経験を積めるように、担当業務の拡大や幅広い分野へ配置するなど計画的な人材育成に取り組んでおり、管理職に占める女性職員の割合は年々向上している。

本年9月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定されたことも踏まえ、引き続き、女性職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って働けるよう、キャリア形成や働きやすい環境整備を進め、女性職員の政策・方針決定過程への参画を拡大する必要がある。

(e) ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要

な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。

i 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から非常に重要な課題であるが、依然として時間外勤務の恒常化が打開できていない状況にある。

このため、任命権者において、本年 8 月から、早期退庁の取組の徹底及びノー残業デーの徹底を重点取組事項として、これまで以上の勤務時間短縮に向けた取組が実施されているところである。

時間外勤務の縮減のため、管理監督者は、職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握するとともに、業務改善や風通しの良い職場環境づくりの取組などを進め、業務の平準化が図られ、効率的な業務運営が行えるような職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

昨年 6 月に公表された経済協力開発機構（OECD）の国際教員指導環境調査で、日本の教員の勤務時間は参加国の中で最も長いとの結果が示され、本年 7 月には、文部科学省から、教育職員が子供と向き合える時間の確保を目指して、「学校現場における業務改善のためのガイドライン」が公表されたところである。

本県の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、多数の者が長時間の時間外勤務を行っている状況にある。

これらの学校現場の特殊性も踏まえ、各学校においては、部活動休養日の設定、外部指導者の活用、平日勤務時間外の補習・会議の見直し等に取り組んでおり、任命権者においては、昨年 4 月に県立学校に導入した校務支援システムの改善を行い、教育職員の事務的業務の効率化を進めることとしている。

文部科学省が示したガイドラインも参考にしつつ、引き続き、学校ごとの実態を踏まえ、時間外勤務の縮減に向けた機運の醸成や具体的な取組を行うとともに、適宜取組の検証を行い、教育職員の負担感・多忙感の解消に向けて、より取組の実効性を高める必要がある。

ii 仕事と育児・介護等の両立支援の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現のために、本県では、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業制度の整備・充実に努めてきた。

任命権者は、平成 22 年 3 月に「子育てしやすい職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」の後期計画を策定し、男性職員の育児休業等取得率（注）の目標を 50% として取り組んだところ、平成 26 年度の取得率は知事部局等 33%、教育委員会 42%、警察本部 25% であった。また、平成 26 年度中に新たに育児休業を取得した男性職員は 6 人であり、依然として少ない状況である。

昨年度の介護のための休暇の取得者数は、平成 25 年度の 258 人に対し昨年度は 260 人に増加した。

仕事と育児・介護等の両立支援の取組を推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに引き続き努めて

いく必要がある。

(注) 育児休業等取得率は、育児休業（3歳未満）、育児短時間勤務（小学校就学まで）、部分休業（小学校就学まで1日1時間以内）、育児時間休暇（3歳未満1日60分以内）及び男性の育児参加のための休暇（産前・産後休暇中5日以内）を、各年度に新たに取得可能となった男性職員が取得した割合である。

iii その他

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得の促進も重要であり、引き続き各職場の実情に応じ、休暇を取得しやすい職場環境の整備などに取り組む必要がある。

また、本年8月から9月にかけて、職員の多様な働き方を支援することを目的として夏の朝型勤務の試行が実施された。

この取組の成果等について検証を行うとともに、国や他の都道府県の動向を注視しながら、適切な公務運営を確保しつつ柔軟な働き方が可能となるような勤務時間制度の導入について研究を行う必要がある。

(f) メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今においては、職員の心身の健康を保持増進することが重要である。とりわけ、精神疾患による長期の休暇・退職者の割合が依然として高い状況にあつては、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行っているが、引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の課題と位置付け、労働安全衛生法の改正により新設されたストレスチェック制度を導入するなど、予防・早期発見から退職者の職場復帰・再発防止まで、より実効性のある対策に取り組む必要がある。

(g) ハラスメント対策

ハラスメントについては、ハラスメントを受けた者が人格を侵害され、精神的苦痛を受けるばかりか、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

昨年度、知事部局において実施された職員へのアンケートによれば、過去1年間にハラスメントを受けたことがあると回答した職員の割合は、回答総数（1143人）の11.8%となっている。

各任命権者においては、これまでもハラスメント防止に関する指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組が行われているところであるが、引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進める必要がある。

(h) 高齢期の雇用問題

昨年度から、公的年金の支給開始年齢が61歳に引き上げられたことに伴い、新たな再任用制度が

開始されたところである。

国家公務員については、昨年 4 月に公布された国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 22 号）の附則で、平成 28 年度までに定年の段階的な引き上げや再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされており、今後こうした国等の動きを注視し、適切に対応する必要がある。

(i) 退職管理の適正の確保

昨年 5 月に地方公務員法が改正され、(3) で述べた能力・実績に基づく人事管理とともに、営利企業等に再就職した元職員による離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止する等の退職管理の適正の確保について規定された。

改正法の施行期日である平成 28 年 4 月 1 日までに適切な対応を行う必要がある。

(ウ) 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

管理職手当の支給にあたって行われている減額措置については、財政健全化に向けて行われている措置とはいえ、当該措置後の職員給与は本来あるべき職員給与とは異なるものであることから、当該措置が解消され、給与勧告制度に基づく本来の給与水準が確保されることを望むものである。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

(エ) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

a 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(b) 諸手当

i 初任給調整手当について

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 413,300 円とすること。

医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門

的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,500円とすること。

ii 勤勉手当について

平成27年12月期の支給割合においては、勤勉手当の支給割合を0.8月分（特定管理職にあつては、1.0月分）とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.425月分（特定管理職にあつては、0.525月分）とすること。

ただし、平成28年6月期以降の支給割合においては、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分ずつ（特定管理職にあつては、0.95月分ずつ）とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分ずつ（特定管理職にあつては、0.5月分ずつ）とすること。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(b) 期末手当について

平成27年12月期の支給割合においては、期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

ただし、平成28年6月期以降の支給割合においては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分及び1.5月分とすること。

c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(b) 期末手当について

平成27年12月期の支給割合において、期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

ただし、平成28年6月期の支給割合においては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分及び1.5月分とすること。

d 改定の実施時期等

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、a (b) ii の本文、b (b) の本文及び c (b) の本文については平成27年12月1日から、a (b) ii のただし書、b (b) のただし書及び c (b) のただし書については平成28年4月1日から実施すること。

(別記第1から第6まで省略)

(3) 勤務条件に関する要求の状況

平成27年度中において措置要求はなかった。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 27 年度中において不服申立はなかった。